

西条市 公共施設及び民有地への太陽光発電設備導入に係る サウンディング型市場調査 実施要領

1 調査の目的

本市は、令和 6 年 3 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。その取組を加速させるため、令和 7 年度から令和 12 年度まで、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業（重点対策加速化事業）に採択された脱炭素計画「ゼロカーボンシティ西条の実現に向けた重点対策加速化事業」に取り組むこととしています。

同計画では、PPA 方式等による公共施設・民有地への太陽光発電設備の導入を検討しており、民間事業者のノウハウを生かした、効果的で実現可能な提案を募集するため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

2 対象施設等

下記の施設等への太陽光発電設備の導入についてサウンディングします。提案する施設数や組み合わせは自由です。

(1) 公共施設

名称	住所
①西条浄化センター（敷地）	西条市港 400 番地
②東予・丹原浄化センター（敷地）	西条市三津屋 742-2 番地
③西条市ひうちクリーンセンター（敷地）	西条市氷見戊 75 番地
④小松一般廃棄物最終処分場跡地	西条市小松町新屋敷乙 26-11 他 8 筆

太陽光発電設備により発電した電力については、①から③は各施設において自家消費し、④はオフサイト PPA 方式により公共施設に供給するものとします。

(2) 民有地

名称	住所
⑤未利用地（民有地）	市内

本事業は、「地域共生・地域裨益型」の事業を想定しており、太陽光発電設備により発電した電力を市内の需要家に供給する仕組みを基本とし、あわせて地域への経済的還元、災害時の電力供給等の機能を有する事業とします。

また、立地にあたっては、工業用地や未利用地等の有効活用、営農型太陽光発電など、地域の環境保全及び土地利用の高度化に資する形態を優先するものとします。

3 想定している太陽光発電設備の導入パターン

施設名等	導入パターン
①西条浄化センター	第三者所有
②東予・丹原浄化センター	第三者所有
③西条市ひうちクリーンセンター	第三者所有
④小松一般廃棄物最終処分場跡地	第三者所有
⑤未利用地(民有地)	指定なし

※いずれの場合も FIT・FIP 制度の認定を取得しないこと

4 対象施設等の位置図や使用電力について

施設の場所については別添「対象施設等位置図」のとおりです。なお、使用電力量については、サウンディング参加希望者に別途メールにて提供します。

5 主なサウンディング項目・内容

※以下を参考に提案書を作成してください。すべて網羅する必要はございません。

- (1) 提案対象とする施設名
- (2) 事業スキーム
 - ・事業概要
 - ・導入パターン
 - ・太陽光発電設備の想定容量(kW)
 - ・太陽光発電設備設置の施工方法(施工に際しての支障等)
- (3) 事業費、電力買取価格等
 - ・概算総事業費、ランニングコスト、採算性等
 - ・概算PPA単価
 - ・事業終了後の対応(無償譲渡の可能性や撤去とした場合の概算額等)
 - ・CO2削減効果
- (4) 事業実施スケジュール
- (5) 役割分担、リスク分担、課題や条件
 - ・予測されるリスクと責任分担等
- (6) 保守管理
- (7) その他
 - ・アイデア、ノウハウ、市への要望等

6 検討条件

- (1) 補助金の活用及び事業期間
 - ① 補助金の活用

令和7年度に採択された、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用します。補助率は、太陽光発電設備の設置等に係る工事費のうち、当該交付金が決める補助対象経費の1/2以内(予算の範囲内)を予定しています。当初計画における補助金額を下記の(1)②に記載しておりますが、あくまで参考としてください。

なお、同交付金の実施要領等は下記の環境省サイトにありますので、ご確認ください。

◆地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko.pdf>

◆地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(別紙2・重点対策対象事業要件)

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken.pdf>

◆地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(別表1-4・対象経費)

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi.pdf>

②事業期間

本交付金事業の全体的な事業期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間となっております。そのうち、本サウンディング対象事業については、下記の事業年度を計画しておりますが、令和9年度から令和12年度の範囲において、最適な事業期間を提案してください。

施設名等	事業実施予定年度	補助金額(千円)
①西条浄化センター	令和9年度	90,198
②東予・丹原浄化センター	令和10年度	28,046
③西条市ひうちクリーンセンター	令和12年度	31,083
④小松一般廃棄物最終処分場跡地	令和9年度	9,870
⑤未利用地(民有地)	令和9年度	79,942

(2)その他条件

・「④小松一般廃棄物最終処分場跡地」については、最終処分場跡地形質変更に係る届出を事業者の責任において県に提出する必要があることに留意してください。

◆最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン

https://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/index.html

・太陽光発電設備の容量は、「4 対象施設等の位置図や使用電力について」にて提供するデータをもとに提案してください。

・概算PPA単価は、施設別もしくは複数施設合算で算出するものとし、原則、契約期間中(本調査においては20年間とする)において一定額とします。

7 サウンディング対象者

参加対象者は、太陽光発電事業の実績がある者で、本事業への参画や連携する意思を有する事業者又は事業者のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本調査の対象者として認めません。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ・参加申込書提出時点で、(指名停止措置要綱等)に基づく指名停止を受けている者
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は(暴力団排除条例等)に該当する者

8 調査の実施方法等

(1) 調査スケジュール

項目	日程
(1)実施要領の公表	令和8年3月25日(水)
(2)エントリーシートの提出期限	令和8年4月8日(水)
(3)市からサウンディング実施日等の連絡	エントリーシート提出後、随時
(4)(希望者)現地見学会	令和8年4月13日(月)～4月24日(金)
(5)企画提案書の提出期限	サウンディング実施日の3営業日前まで
(6)サウンディングの実施	令和8年5月8日(金)～5月20日(水)
(7)調査結果概要の公表	令和8年6月中旬頃

(2) 参加方法

本調査に参加を希望される方は、エントリーシート(別紙1)を作成のうえ、電子メールでお申し込みください。事業内容及びサウンディングの実施内容について、質問がある事業者は下記の申込先へご質問ください。

提案書は任意の様式にて、「5 主なサウンディング項目・内容、6 検討条件」を参考に作成し、必要に応じて独自の内容を追加してください。また、サウンディング実施日の3営業日前までに、下記まで提出してください。

申込期間 : 令和8年3月25日(水)～4月8日(水)
申込先 : 西条市 環境部 環境政策課 カーボンニュートラル推進係
e-mail : kankyoseisaku@saijo-city.jp
TEL : 0897-52-1382

(3) 現地見学

現地見学を希望される場合は、エントリーシート(別紙1)に希望日を記入してください。見学の実施日時等については、日程調整のうえご連絡いたします。提案する施設について、必ずしも現地見学をする必要はございません。

(4) サウンディング実施方法

実施期間：令和8年5月8日(金)～5月20日(水) 場 所：西条市役所本庁舎 または オンライン ※日時・会場等については、調整のうえ別途ご連絡いたします。
--

9 留意事項

- ・本調査の内容は、今後の事業を検討するうえで参考にさせていただきますが、必ず反映されるものではありません。
- ・本調査は、参加される方のノウハウ等提出内容の保護のため、個別にサウンディングの場を設定します。
- ・本調査結果は、概要をホームページ等で公表しますが、参加者の名称は公表しないこととします。
- ・調査票の作成や交通費等、本調査に要する費用は参加者の負担とさせていただきます。
- ・必要に応じて、追加調査(対話・書面による照会など)をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・次年度以降、本事業実施に係るプロポーザル等を実施していく予定ですが、本調査への参加実績が評価の対象とはなりません。

10 参考資料

令和5年度に実施した「西条市太陽光発電設備等導入調査業務」において、①西条浄化センター、②東予・丹原浄化センター、③西条市ひうちクリーンセンターの概略検討等を実施しておりますので、ご参考としてください。同調査業務の検討結果に縛られる必要はありません。

◆西条市太陽光発電設備等導入調査業務報告書

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kankyo/taiyoukou.html>

11 お問合せ先

西条市 環境部 環境政策課 カーボンニュートラル推進係 〒793-8601 西条市明屋敷164番地 T E L : 0897-52-1382 e - m a i l : kankyoseisaku@saijo-city.jp
